

内閣参事官の公募について

令和元年 5 月 10 日
内閣官房内閣総務官室

各府省の高い能力と意欲を持った職員を出身府省の壁を越え適材適所での登用を図るため、霞が関全体での公募により、内閣官房の重要政策課題を担当する内閣参事官への登用を行うものとする。

1. 公募するポスト

- 内閣参事官（課長級）1名
・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）参事官 1名

2. 応募資格・任期

- 応募資格：各府省の職員（室長級・課長補佐級も応募可。職種・年齢不問）
任期：原則2年間（任期終了後は出身府省に復帰）

3. 公募手続

応募者は、各府省の人事担当課を経由して応募するものとし、内閣官房において、書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定。

4. スケジュール

- 公募開始：5月10日（金）
応募締切：5月31日（金）

※公募ポストの業務内容等は別紙のとおり。

【本件問合せ先】
内閣官房内閣総務官室
職員公募担当
TEL. 03-5253-2111

内閣参事官の公募について

趣 旨

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官ポストについて、オール霞が関での公募を実施

公募ポスト

内閣参事官(課長級)1名
・内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)参事官 1名

応募資格・任期

応募資格：各府省の職員(室長級・課長補佐級も応募可。職種・年齢不問)
任 期：原則2年(任期終了後は出身府省に復帰)

選考手続

内閣官房において書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定

スケジュール

公募開始:5月10日(金) 応募締切:5月31日(金)

内閣参事官の公募について

令和元年5月10日
内閣官房内閣総務官室

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を超え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官ポストについて、オール霞が関での公募による登用を行うものとする。

1 公募する職員

内閣参事官（課長級） 1名

・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）参事官 1名

2 職務内容

別紙のとおり

3 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4 応募資格

各府省の職員

・課長級職員に加え、室長級、課長補佐級の職員の応募も可能とする。

・職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月31日（金）までに内閣総務官室あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【別紙】

公募する内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター参事官）の職務内容

サイバーセキュリティに関する我が国の基本的な立場等と今後の諸施策の目標及び実施方針を国内外に示すため2018年7月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、以下の業務に取り組む。

1 セキュアなI・O・Tシステム社会の実現に係るサイバーセキュリティ戦略の推進

安全なI・O・Tシステムを実現するために求められるサイバーセキュリティに関する基本的な要素等の国際標準化を進めるため、政府部内の各種調整に取り組む。

農業、物流、自動車、医療等の各分野における産・官・学・I・O・Tシステムに関連する者の役割の明確化や、分野間の連携の推進に向けた課題の共有等に取り組む。

2 関係機関との連携・協力に関する企画・立案

I・O・T機器等を含め、国産のサイバーセキュリティに関する製品・サービス・技術の育成に向け、官民の具体的な取組方針をとりまとめるとともに、取りまとめた方針に基づき、関係機関と連携しつつ施策を推進する。

政府機関や重要インフラ事業者等のシステムに組み込まれている機器やソフトウェアについて、不正なプログラムや回路が仕込まれていないことを検証できるよう、官民が連携した一体的な検証体制の構築に向けた企画・立案を行う。

3 人材育成・普及啓発の強化

企業の経営層や実務者層・技術者層といった各人材層毎に保有すべき知識等を明確化し、横断的、継続的に人材育成や普及啓発に係る施策の全体像をとりまとめるとともに、各省における着実な取組の推進や施策間の連携の強化を図る。

(求められる能力)

- ・サイバーセキュリティおよびI・O・Tに係る課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行う能力
- ・総合調整能力
- ・未来志向で柔軟な発想